

No. **155**

2022. 春号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



高島城（諏訪市）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 高島城（諏訪市）

高島城は、1598年（慶長3）年に豊臣家家臣日根野織部正高吉によって築城され、その後諏訪氏の居城となりました。現在の天守閣は1970（昭和45）年に復興されたもので、1階は「企画展示コーナー」「情報コーナー」、2階は「歴史資料室」、3階は諏訪地方を一望できる展望台になっています。本丸跡を整備した公園は桜やフジの名所として知られ、諏訪湖と並ぶ諏訪市のシンボルとして、市民や観光客に親しまれています。

（写真提供：諏訪フォトライブラリ）



目 次

事業報告	・長野県外国人材受入企業サポートセンター 専門家相談の実施状況 について……………	2
	・在留資格に関する事務指導・ワーキングセミナー開催のご報告……………	3
	・「長野県多文化共生相談センター」出張相談会報告……………	4
	・令和4年1月19日 農林建設部研修会報告……………	5
	・SBC ラジオカーレポート……………	6
新入会員登録証交付式	……………	7
業務資料	・令和4年度申請取次関係研修会の開催予定について……………	9
	・行政書士が農地法関連手続きを代理する場合の埼玉県における 取扱い（お知らせ）……………	11
	・住民基本台帳法の改正に係る職務上請求書を使用した戸籍の 附票の写しの請求に関する取扱いの変更について……………	17
	・建設業許可・経営事項審査等の申請方法変更について（依頼）……………	19
	・在留申請オンラインシステムについて（周知）……………	27
お知らせ	・コスモスしなの市民公開講座開催のお知らせ……………	33
	・コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会（オンライン）の ご案内……………	34
	・令和3年度行政書士試験結果について……………	37
	・伊那支部事務局移転のお知らせ……………	37
	・令和4年度 定時総会・定期大会のご案内……………	37
	・職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い……………	38
	・斡旋物一覧・長野県収入証紙の販売について……………	38
	・会員専用ページのID・パスワードについて……………	39
会議報告	……………	40
会員の動き	・入会・退会・単位会変更……………	44
編集後記	……………	44

事 業 報 告

長野県外国人材受入企業サポートセンター 専門家相談の実施状況について

長野県外国人材受入企業サポートセンター
センター長 赤羽 康志

長野県外国人材受入企業サポートセンターでは、長野県内の企業・団体からの外国人材に関する相談を受け付けています。電話やFAX、メールで寄せられた相談に対し、入管法や労働法を専門とする相談員が電話もしくは直接訪問する形で回答、説明しています。

令和3年1月の開所から1年余りの間に、171件の相談が寄せられました。内容は、採用や雇用条件に関するもの、労働問題、留学生の退学や就職、労働者の家族の呼び寄せなど、多岐に渡ります。新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の影響もあり、技能実習や特定技能、在留資格認定証明書に関する相談も多く寄せられました。相談者の多くは県内の中小企業や事業者ですが、長野県や県内自治体からの相談もあり、行政書士が外国人材受入れに関する相談窓口として認識されつつあることを感じます。今後もセミナーの開催や自治体での出張相談会参加と併せ、行政書士と国際業務の周知に努めてまいります。

専門家相談の在留資格別件数（R3.1～R4.1）

在留資格	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
教 育										1		1		2
技術・人文知識・国際業務	4		5	1		1	4	2	2	1	3	6	3	32
企業内転勤		1				1	1	1						4
介 護								1	1					2
技 能							1							1
特定技能	8	4	4	4	4	6	6	3	2	8	8	7	12	76
技能実習	2	1		1	2	2		2	5	1	1	3	2	22
短期滞在									1		1			2
留 学		1	1		2			1	1			1		7
特定活動		1			1			2	3				2	9
就労系在留資格全般				1	2				2	1		1	2	9
永住者			2							1				3
日本人の配偶者等												1		1
身分・地位に基づく在留資格						1								1
計	14	8	12	7	11	11	12	12	17	13	13	20	21	171

在留資格に関する事務指導・ワーキングセミナー開催のご報告

長野県外国人材受入企業サポートセンター
相談員 五味 直美

当センターの設置の目的の一つは「県内の大学・専門学校等を卒業後に就職を希望する外国人留学生（外国人材）の県内定着を図る」ことです。令和3年度は外国人留学生が多数在籍する専門学校3校に出向き、卒業を控えた学生を対象に在留資格に関する事務指導を行いました。講師は当センターから、就労系の在留資格を多く扱う相談員と、社会保険労務士資格を持つ相談員の2名が担当し、就職に伴う在留資格変更許可申請、手続きの事務指導や日本の労働慣行、労働関係法令などについての教育活動を実施しました。

12月16日（木）

日本アルプス国際学院（留学生 20名）

担当：赤羽康志 / 新井英孝



12月23日（木） 信越情報専門学校 21 ルネサンス学院（留学生 20名）

担当：五味直美 / 西澤秀友



1月12日（水） 専門学校長野ビジネス外語カレッジ（留学生 25名）

担当：春日博幸 / 西澤秀友

いずれの学校でも学生たちの反応は大変良く、真剣な表情で講義を聞き、積極的に質問する姿が印象的でした。卒業後の進路についての具体的な質問も多く寄せられました。今回の講義が、なにかと困難の多い中で巣立っていく留学生たちの疑問や不安の解消に、少しでも役立つことを願っています。

「長野県多文化共生相談センター」出張相談会報告

長野県外国人材受入企業サポートセンター
相談員 吉田 靖史

昨年の会報「行政書士 NAGANO」秋号（153号）で、「長野県多文化共生相談センター」出張相談会に当会の「長野県外国人材受入企業サポートセンター」（以下、サポートセンター）から派遣相談員として参加したことをご報告いたしました。

今号では、それ以降の日程で実施された事業のご報告です。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、対面での相談会は日程の変更を検討せざるを得ないような状況が続いていますが、伊那市役所、松本市中央公民館（M ウィング）、東御市中央公民館、佐久市役所に設けられた会場で行うことができました。

これまでに実施された会場では、相談者の国籍はさまざまでしたが、特筆すべきは、佐久市役所で行われた相談会では、行政書士が担当した相談者のほとんどがタイ国籍の女性でした。

とくに県内でも東信にタイ国籍の女性が多い背景には、1980年代から90年代のいわゆる「デカセギ」の物語があります。そのことを記すと紙幅を費やしてしまいますので、ここでは省きますが興味深いものがあります。

どの会場でも相談の内容や話題は、このところ審査が厳しくなった永住許可申請に関するものが多いようです。

当会では、サポートセンターで外国人材を受入れようとする県内企業や、それら企業で就労を希望する外国人に関する相談に応じ、相談員の派遣事業では、日本人の配偶者など身分や地位に関わる在留資格の方々からの相談にも対応できるという「全方位型」相談体制が整ってきました。

令和3年度内の出張相談会は、あと2回が山ノ内町と御代田町で予定されています。

相談会では、相談者の方々だけでなく、関係する自治体関係者のみなさんにも「外国人に関する相談は行政書士」をアピールする機会になればと思います。

令和4年1月19日 農林建設部研修会報告

農林建設部員 柳澤 祥子

建設業法は、令和2年、3年と他法令及び時代に合わせ、大きくは建設業の働き方改革の促進、建設現場の生産性の向上、持続可能な事業環境の確保等の観点から改正が続きました。また本年は、長野県において申請方法が変更される年となります。

今回は、長野県建設部建設政策課建設業係長野本和弘様をお迎えし、審査を実施する視点から、まずは実務に即した基本的な手続きについてご講義いただきました。

建設業許可に関して、申請書作成の流れに沿って説明があり、解釈について注意が必要な点、誤解を受けやすい点、改正ポイントである社会保険の加入要件化について、経営管理責任者の許可要件について重点的に説明がありました。ほか、欠格要件に該当する注意点について、参考になる実例を挙げてご教授いただきました。



経営事項審査に関して、手引きに沿った説明があり、特に重要な点である有効期間について説明されました。

最後に、この日の参加者37名の関心を強く集めた建設業許可・経営事項審査等に係る業務の集約化（案）及び集約化後の手続の変更点について説明がありました。現在、県下各建設事務所が所管する業務の主要部が本庁に集約されるという内容です。従来の二段階審査がなくなり、本庁へ申請書を郵送することによりワンストップ化、非対面で行うことが可能となります。また各窓口で生じていた対応差がなくなり、審査レベルが標準化されるということがポイントとして挙げられました。この変更は、令和5年度から予定される電子申請の準備段階に入ったことを意味します。説明について、参加者から実務に影響が生じると思いき具体的な疑問や不明点について活発な意見が出され、運用上、検討や方針の決定等が必要な事項がある旨も課題として挙げられました。

変更に伴い、全事業者を取りこぼさない体制の構築として、電話、メールによる相談が可能となるほか、現地相談窓口の設置、オンライン相談設備の設置も予定されています。この現地相談窓口には県から委託を受けた本会が、登録者を募り、相談員として行政書士を配備する予定があります。また、集約化に対応する業務効率化に伴い、経営事項審査の形式審査においても同様に本会へ委託される旨が予定されており、重責を担うことではありますが、行政書士が新しい活躍の機会を得ることは大変意義あることだと考えます。今回の研修は、申請及び法改正に伴う要件について、正確な情報を示すことができるよう知識のアップデートを前提として、この先の申請方法の変化にも柔軟に対応する力が試される場面に突入したと実感いたしました。

農林建設部では、この過渡期において情報を共有すべく研修を実施してまいりますので会員の皆様にはご参加くださいますようお願い申し上げます。

SBC ラジオカーレポート

広報部長 小西 勝

2月16日（水）今年も、SBCラジオ『坂ちゃんのずくだせ えぶりでい』の「ラジオカーレポート」で行政書士の仕事を紹介しました。

まずはコロナ関連で、「行政書士が登録確認機関に指定されているなど、お役に立てることがたくさんあります。」ということ、さらに、「マイナンバーカードの取得申請代理など身近な手続きから中小企業支援まで〈街の法律家〉である行政書士をぜひご活用ください。行政書士記念日に合わせた無料相談会もあります。」といった内容を、おなじみの美斉津レポーターと山本会長とのインタビュー形式で紹介していただきました。

お二人の掛け合いもテンポよく、息の合った和やかな雰囲気のお陰で、『ずくだせ えぶりでい』のリスナーの皆さんには、きっと、行政書士に親しみを感じていただけたと思います。



広報部では、ホームページやSNSなど新たなメディアにも目を向けつつ、根強くリスナーを持つラジオも、引き続き有効活用して参りたいと考えています。



新入会員登録証交付式

長野県行政書士会館にて、下記のとおり、山本会長より新入会員へ登録証が交付され、記念撮影が行われました。

※敬称略、() は支部

1月18日 (火) 13:30 ~ 15:00 (1月1日付登録: 3名)



(左から) 山浦 修 (長野) 小栗澄雄 (松本) 【会長】 西澤友晴 (松本)

1月27日 (木) 13:30 ~ 15:00 (1月15日付登録: 2名)



(左から) 仙田 剛 (長野) 【会長】 植松悠一郎 (松本)

2月14日（月）13：30～15：00（2月1日付登録：3名）

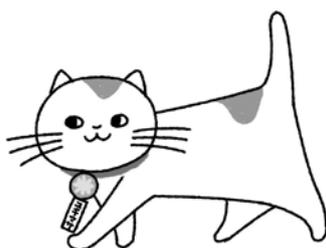


（左から）林 哲也（佐久） 広瀬 優（長野）【会長】 塩根寿美（佐久）

3月10日（木）13：30～15：00（3月1日付登録：2名）



（左から）江塚善彦（飯田）【会長】 太田祐司（松本）



業 務 資 料

日行連発第 1499 号
令和 4 年 1 月 21 日

各単位会長 様
各申請取次行政書士管理委員会等委員長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
中央研修所
所長 関口 隆夫
申請取次行政書士管理委員会
委員長 田村 公隆

令和 4 年度申請取次関係研修会の開催予定について

日頃より、本会事業の推進に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の申請取次関係研修会の開催予定について、別紙のとおりお知らせいたします。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次年度も引き続き、地方出入国在留管理局からの講師派遣による講義収録のご協力をいただきながら、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式で開催していく方針です。

本件については日行連ホームページ及び会員専用サイト「連 con」にてご案内いたしますとともに、「月刊日本行政」2月号（No.591）にも掲載し各会員へ周知いたします。

なお、令和 2 年度の実務研修会中止に伴い、令和 2 年 4 月以降、「理由書」提出による更新措置を講じてまいりましたが、出入国在留管理庁と協議の上、令和 3 年度をもって当該更新措置を終了することといたしました。今後、届出済証明書の更新を希望される会員の方は、従来通り、有効期間の満了前に日行連が実施する実務研修会を受講のうえ、所属単位会にてお手続きいただくこととなります。

各単位会におかれましても、貴会会員への周知方にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【別紙】

・令和 4 年度 行政書士申請取次関係研修会 日程表

以上

令和4年度 行政書士申請取次関係研修会／日程表

研修区分	受講期間	開催案内 (日行連HP詳細発表)	申込期間	開催方法
1 実務研修会 (更新)	4月19日(火)～5月2日(月)	2月中旬	3月9日(水)～3月18日(金)	VOD(ビデオ・オン・デマンド)講座を用いて、各都道府県行政書士会会員が個々の端末(PC・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、受講する形式です。 所定の期間内であればいつでも、ご自宅や事務所にて聴講可能です。
2 事務研修会 (新規)	6月24日(金)～7月7日(木)	4月中旬	5月12日(木)～5月23日(月)	
3 実務研修会 (更新)	8月16日(火)～8月29日(月)	6月中旬	7月5日(火)～7月14日(木)	
4 実務研修会 (更新)	10月18日(火)～10月31日(月)	8月中旬	9月7日(水)～9月16日(金)	
5 事務研修会 (新規)	12月22日(木)～1月4日(水)	10月中旬	11月9日(水)～11月18日(金)	
6 実務研修会 (更新)	2月7日(火)～2月20日(月)	12月上旬	12月22日(木)～1月5日(木)	

○研修会の区分

- ・「事務研修会」は、入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。
- ・「実務研修会」は、地方出入国在留管理局より届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

○留意点

- ・上の表は現時点の予定であり、変更される場合があります。
- ・各研修会の申込等の詳細については、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連con」にて御案内いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。
- ・令和2年度の実務研修会中止に伴い、令和2年4月以降、「理由書」提出による更新措置を講じてまいりましたが、入管庁と協議の上、令和3年度をもって当該更新措置を終了といたしました。今後、届出済証明書の更新を希望される方は、従来通り、有効期間の満了前に実務研修会を受講のうえ、所属単位会にてお手続きいただくようお願いいたします。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分ご留意ください。

発行 第 682 号
令和 4 年 2 月 3 日

関東地方協議会
単位会 会長 様

農地開発部からのお知らせ

1. 農地法関係手続きに関する行政書士代理申請の取扱について

埼玉県においては農地法関連手続きについて、令和 3 年 10 月から申請書への押印廃止が実施されております。これに伴い、行政書士がこれを代理申請する場合は取扱いについて見直すこととなり、埼玉県農業政策課と協議を進めて参りました。

その結果、従来の委任状及び確認書の添付による方法を改め、下記の方法によって取扱っていたことを要望し、これが了承された次第です。既に県農林部長様からの通知にて、窓口である各農業委員会に対して周知をいたしておいております。

また、埼玉県が直接の許可権限を有しない 3 条許可については各農業委員会へ、権限委譲市及び指定市町村に対しては当該市町村農業委員会へ、同趣旨の要望もいたしました。会員各位におかれましては、今後の農地法関連手続きの代理申請の際は、新たな方法にて業務を進めていただきますようお願い申し上げます。

要望書（抜粋）

- ① 申請書には申請者（譲渡人、譲受人）の表示と並記して、申請代理人である行政書士の住所・職氏名・連絡先を表示し、職印を押印する。
- ② 申請者から代理人に宛てた委任状兼確認書、及び本人確認書を添付する。
 1. 当該委任状兼確認書には申請者の署名または記名押印を要することとする。
 2. 押印廃止に伴って申請者本人の意思を確認する書類として県が定める本人確認書類を、資格者代理人（行政書士）がその責任にて確認したことを証する本人確認書類をもって取扱いたい。
- ③ 申請書を訂正する場合は、欄外「○字訂正」等の字句横に職印を押印する。

このうち「委任状兼確認書」は、これまでの確認書の内容（申請者が申請内容を理解し、その通り実施することを確認した旨）を委任状の中で示して 1 つにしたものです。

これに対し「本人確認書」は全く新たな書類です。押印廃止に伴い、申請者の本人性を担保するための要請に対し、行政書士資格者が実施する本人確認に一定の価値を認めていただいたものと考えております。行政書士を信頼いただいて特別に認められた扱いでありますから、その信頼を壊すことのないよう重々ご理解いただきたく存じます。

なお代理申請者の確認のため、申請窓口においては行政書士証券の提示が求められますので、申請の際はお忘れのないようご注意ください。

行政書士が農地法関連手続きを代理する場合は

埼玉県における取扱い（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当会の運営につきまして格別のお引き立をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、埼玉県における農地法関連手続きを、行政書士が代理申請する場合の取扱について、県との協議が整いましたのでお知らせいたします。

貴会員に対する周知をお取り計らいいただきたく、お願い申し上げます。

敬具

（埼玉会報 原稿より抜粋）



委任状 兼 確認書

代理人 住所
氏名
電話
行政書士登録番号 第 号

私どもは、上記の者を代理人と定め、下記の農地法第3条第1項の規定による許可申請に関し、書類の作成、農業委員会等への提出及び説明、提出書類の補正及び取り下げ、許可証等の受領、その他本件に関連する一切の権限を委任します。

なお事業計画者である譲受人は、下記申請について、申請書に記載された内容を了解し、申請内容に従って事業を行うことを確認致します。

申請の内容

1. 土地の表示（所在、地番、地目、地積）
2. 権利の内容
3. 申請予定日

令和 年 月 日

委任者（譲渡人）住所

氏名

印

（譲受人）住所

氏名

印



委任状 兼 確認書

代理人 住所
氏名
電話
行政書士登録番号 第 号

私は、上記の者を代理人と定め、下記の農地法第4条第1項の規定による許可申請に関し、書類の作成、農業委員会等への提出及び説明、提出書類の補正及び取り下げ、許可証等の受領、その他本件に関連する一切の権限を委任します。

なお私は、下記申請について、申請書に記載された内容を了解し、申請内容に従って事業を行うことを確認致します。

申請の内容

1. 土地の表示（所在、地番、地目、地積）
2. 転用の目的
3. 申請予定日

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名

印



委任状 兼 確認書

代理人 住所
氏名
電話
行政書士登録番号 第 号

私どもは、上記の者を代理人と定め、下記の農地法第5条第1項の規定による許可申請に関し、書類の作成、農業委員会等への提出及び説明、提出書類の補正及び取り下げ、許可証等の受領、その他本件に関連する一切の権限を委任します。

なお事業計画者である譲受人は、下記申請について、申請書に記載された内容を了解し、申請内容に従って事業を行うことを確認致します。

申請の内容

1. 土地の表示（所在、地番、地目、地積）
2. 転用の目的
3. 権利の内容
4. 申請予定日

令和 年 月 日

委任者（譲渡人）住所

氏名

印

（譲受人）住所

氏名

印



本人確認書

申請者 住 所
氏 名
生年月日 (歳)
連 絡 先

(申請者が法人の場合)

法人の所在地
法人の名称
申請者の職名

私は、上記の者より農地法第____条第____項の規定による許可申請に関する手続きを受任するにあたり、その者が申請者本人であることを、次のとおり確認いたしました。

確認の方法

1. 確認した書類の名称 (写しの保管の有無)
(有・無)
2. 確認の日時及び場所
3. 確認の状況

令和 年 月 日

確認者 住 所
氏 名
電 話 職印
行政書士登録番号 第 号

※当確認書は申請者ごとに作成する。

※当確認書をもって申請者本人を証する書面とすることができる。



委任状兼確認書

代理人 住所 埼玉県〇〇市×××××
 氏名 行政書士 ●●●●●
 電話 012-345-4321
 行政書士登録番号 第 01234567 号

私どもは、上記の者を代理人と定め、下記の農地法第5条第1項の規定による許可申請に関し、書類の作成、農業委員会等への提出及び説明、提出書類の補正及び取り下げ、許可証等の受領、その他本件に関連する一切の権限を委任します。なお事業計画書である譲受人は、下記申請について、申請書に記載された内容を了解し、申請内容に従って事業を行うことを確認致します。

申請の内容

1. 土地の表示(所在、地番、地目、地積)
 埼玉県〇〇市木字××字△△○番 畑 456㎡
2. 転用の目的
 軽車場設置
3. 権利の内容
 所有権移転
4. 申請予定日
 令和3年10月10日

令和 3年10月 5日

委任者 (譲渡人) 住所 埼玉県〇〇市△△△△△

氏名 ●●●●●

印

(譲受人) 住所 埼玉県〇〇市×××××

株式会社XYZ

氏名 代表取締役 ●●●●●

印



本人確認書

申請者 住所 埼玉県〇〇市×××××
 氏名 ●●●●●
 生年月日 昭和×年2月22日 (△歳)
 連絡先 012-345-6789
 (申請者が法人の場合)
 法人の所在地 埼玉県〇〇市×××××
 法人の名称 株式会社XYZ
 申請者の職名 代表取締役

私は、上記の者より農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する手続きを受任するにあたり、その者が申請者本人であることを、次のとおり確認いたしました。

確認の方法

1. 確認した書類の名称
 運転免許証 (写しの保管の有無)
 (有・無)
2. 確認の日時及び場所
 令和3年10月3日(日)午後2時30分 申請地にて
3. 確認の状況

譲渡人と計画確認のため申請地に集合。その場で免許証の提示を
 いただき写真を撮った。

令和 3年10月 5日

確認者 住所 埼玉県〇〇市×××××

氏名 行政書士 ●●●●●

電話 012-345-4321

行政書士登録番号 第 01234567 号

職印

※当確認書は申請者ごとに作成する。
 ※当確認書をもって申請者本人を証する書面とすることができる。

日行連発第1605号
令和4年2月4日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊
総務部
部 長 宮 本 重 則

住民基本台帳法の改正に係る職務上請求書を使用した
戸籍の附票の写しの請求に関する取扱いの変更について

標記の件については、令和4年1月7日付・日行連発第1425号及び1月12日付・日行連発第1439号にて現行の職務上請求書を使用しての戸籍の附票の写しの請求に関する取扱いについてお知らせしたところです。

今般、1月の理事会において、自治体によっては、別紙を使用せずに、現行の職務上請求書に必要事項を記載して請求することで、当該戸籍の表示（本籍地・筆頭者）、在外選挙人登録情報が記載された戸籍の附票の写しが交付されるとの意見等がありました。

これを受けて、本会といたしましては、会員の利便性と負担軽減を考慮し、改めて総務省とも調整を図り、下記のとおり取扱いの変更をいたしますので、お知らせいたします。

つきましては、度重なるご連絡となり大変恐縮ではございますが、本件の取扱いに関して、所属会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、来年度に払出しを行う職務上請求書については、現行様式のままとなりますので、合わせてご承知おきのほどお願いいたします。

また、本件に関しては、本会ホームページの会員専用ページにも掲載いたしますことを申し添えます。

記

1. 請求日：2月4日以降

2. 該当する請求文書：

「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」のいずれか、または両方が記載された戸籍の附票の写し

3. 請求の方法：

原則、職務上請求書に「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」のいずれか、または両方の記載を求める旨を記入して自治体の窓口に提出すること（添付参照）

※一部の自治体によっては別紙の書式等を用いての請求が求められる場合があります。その場合は、前出の日行連発第1425号および1439号に準じるなど、各自治体の取扱いに沿って請求を行ってください。

以上

<添付>

戸籍の附票の写しを請求する際に、「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）」の記載が必要であることを求める旨の記載例

記載例

様式第1号 (第2条第2項関係)

<原紙>

No. ** - **** ** *

戸籍謄本 (戸籍法第10条の2第3項)

等職務上請求書

住民票の写し (住民基本台帳法第12条の3第2項)

〇〇市

長 殿

令和〇年〇月〇日

請求の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 原戸籍 謄本・抄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の附票 一部の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書	各1通
本籍・住所 (1)	東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号	
筆頭者の氏名 世帯主の氏名 (2)	行政太郎	
請求に係る者の氏名・範囲 (3)	フリガナ	ギョウセイ タロウ
	氏名	行政太郎
	〇〇〇〇年〇月〇日生	範囲
住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項 (4)	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> 本籍又は国籍・地域 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (戸籍の者との同一性を担保するため、附票に戸籍の表示が必要)	
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項	
戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合 (5)	業務の種類： 遺産分割協議書・相続関係説明図	
	依頼者の氏名又は名称： 行政太郎	
	依頼者について該当する事由 <input checked="" type="checkbox"/> 権利行使又は義務履行 <input type="checkbox"/> 国等に提出 <input type="checkbox"/> その他正当な理由 上記に該当する具体的事由： ①請求に係る者 被相続人の長男たる依頼者 ②被相続人 依頼者の父〇〇 ③戸籍等を必要とする事由 被相続人の相続人確定のため 依頼者の戸籍等が必要	
提出先又は提出先がない場合の処理 (6)	協議書及び相続関係説明図と共に依頼者に交付	
請求者 (7) 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名	東京都 行政書士会所属 東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号 行政書士虎ノ門事務所 行政書士 虎ノ門 一郎 職印	
登録番号及び電話番号 (8)	登録番号 第 1 2 3 4 5 6 7 8 号	電話番号 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0
補助者 事務所所在地 氏名	印	



日本行政書士会連合会統一用紙
03 (6435) 7330

3 建政第 205 号
令和 4 年(2022 年) 2 月 9 日

一般社団法人 長野県建設業協会 会長
長野県行政書士会 会長
長野県建設労働組合連合会 執行委員長
公益社団法人 長野県浄化槽協会 会長
協同組合 長野県解体工事業協会 理事長

} 様

長野県建設部建設政策課長

建設業許可・経営事項審査等の申請方法変更について(依頼)

平素より、長野県の建設行政にご協力を頂き誠にありがとうございます。

長野県では下記のとおり、令和 4 年 4 月より建設業許可及び経営事項審査等の申請方法が変更になりますので、ご理解を頂きますとともに、会員の皆様へ周知頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 概要

建設業許可及び経営事項審査など「3 対象となる申請等」に関する申請・審査業務について、県庁（建設政策課）に集約することとするもの。

このことにあわせて、「4 提出書類の改正について」のとおり、一部提出書類の見直しを実施する。

2 変更時期

令和 4 年 4 月 1 日（金）受付分より

3 対象となる申請等

対象となる申請等の詳細は以下です。

- ・建設業法第 3 条に基づく建設業の許可および更新の申請(建設業許可・更新)
- ・建設業法第 11 条に基づく建設業許可の変更等の届出(変更届)
- ・建設業法第 12 条に基づく廃業等の届出(廃業届)
- ・建設業法第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に基づく譲渡及び譲受け並びに合併及び分割、及び相続の認可の申請
- ・建設業法第 27 条の 23 に基づく審査の申請(経営事項審査)
- ・建設業の許可の証明及び経営事項審査書の提出済の証明
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 23 条に基づく登録および第 25 条、第 27 条に基づく変更、廃業等の届出(解体工事業登録)
- ・浄化槽法第 23 条に基づく登録および第 25 条、第 26 条に基づく変更、廃業等の届出(浄化槽工事業登録)
- ・住宅瑕疵担保履行法に基づく報告（建設業に係るもの）

4 提出書類の改正について

以下のとおり、提出書類の廃止・削減等を実施します。

○ 全 般

- ・ 郵送申請に伴い、従来”提示”いただいていた書類については写しなどの”提出”となります。

○ 建設業許可

■ 添付書類の廃止

- ・ 常勤役員証明書[様式第 7 号]等の常勤性確認のための住民票
- ・ 営業所一覧[別紙 2]の営業所確認のための登記簿謄本、賃貸借契約書、案内図等
- ・ 建設業法施行令第 3 条使用人[様式第 11 号]の権限等確認のための健康保険証、委任状等
- ・ 常勤役員証明書[様式第 7 号]の経験年数確認のための建設業許可通知書

○ 経営事項審査

■ 添付書類の廃止

- ・ その他審査事項[様式第 25 号]の健康保険加入確認のための賃金台帳・保険料支払い簿等

■ 添付書類の削減

- ・ 工事経歴書 [様式第 2 号]の記載工事事実確認のための契約書・請求書等
⇒建設工事の種類のそれぞれで、元請け・公共・下請けの請負金額上位 3 件の契約書・請求書等の工事事実が確認できる書類を提出（今までは全ての工事事実を確認）。

5 変更後の相談方法

■ 審査を県庁に一元化することに伴い、申請者との相談も県庁（建設政策課）職員が行います。

○ 電子メール・電話等

電子メール（kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp）や電話（026-235-7293）の相談は、県庁（建設政策課）職員が直接対応します。[土日祝日を除く 8:30～17:00]

○ 建設事務所からオンラインによる相談

建設事務所にお越しいただければ県庁（建設政策課）職員がオンラインで相談に対応します。

※ 安曇野、須坂、千曲建設事務所を除く。

■ 月に 2 回程度、現地相談窓口を開設します。

○ 現地相談窓口の開催

行政書士等の専門家が建設業許可の申請方法などのアドバイスを行う相談窓口を県内各地で開催します。

※ 北信・中信・南信・東信それぞれ毎月 2 回程度の開催を予定しています。

詳しい日程や開催場所等につきましては、今後下記の県 HP においてご案内します。

※ 建設事務所では、上記オンライン相談の案内は行いますが、相談業務には対応できません。

6 書類の提出方法

郵送の方法については、以下にて発送ください。

【郵送先】 〒380-8570（県庁専用郵便番号につき住所記載不要）

長野県 建設部 建設政策課 建設業係 宛て

（参考：長野県長野市大字南長野字幅下 692-2, TEL026-235-7293）

※ 当面、建設事務所総務課でも受け取り可能です。この場合、建設事務所から県庁へ書類が転送されます。（安曇野、須坂、千曲建設事務所を除く）

【提出方法】 必ず書留を利用し送付ください。

封筒表面に「建設業許可申請書在中」又は、「経営事項審査書在中」等と朱書きしてください。

7 申請方法に関する研修会の開催

提出方法の変更、提出書類の改正に関する研修会を開催します。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、Youtube による動画配信形式により実施を予定しています。

令和4年度は、県内各地における開催を予定しています。（新型コロナウイルス感染症の感染状況により実施方法を検討します。）

○ 研修会概要

【現在、研修会動画を作成中です。3月上旬を目途に下記ホームページにて公開予定です。】

8 詳細情報について

詳細については、以下ホームページをご参照ください。

長野県公式 HP ⇒ 社会基盤 ⇒ 建設・建築・開発

⇒ 建設業 ⇒ 建設業の許可について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4syuyakuka.html>

QRコード



9 お問い合わせ先

不明点がございましたら、下記までご連絡ください。

長野県 建設部 建設政策課 建設業係 担当：野本、池田

TEL：026-235-7293, FAL: 026-235-7482

E-Mail：kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

長野県 建設部 建設政策課 建設業係

課長：諏訪 孝治

担当：野本 和弘、池田 泰久

TEL:026-235-7293, FAX:026-235-7482

E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

令和4年4月より建設業許可・経営事項審査などの申請方法が変わります。

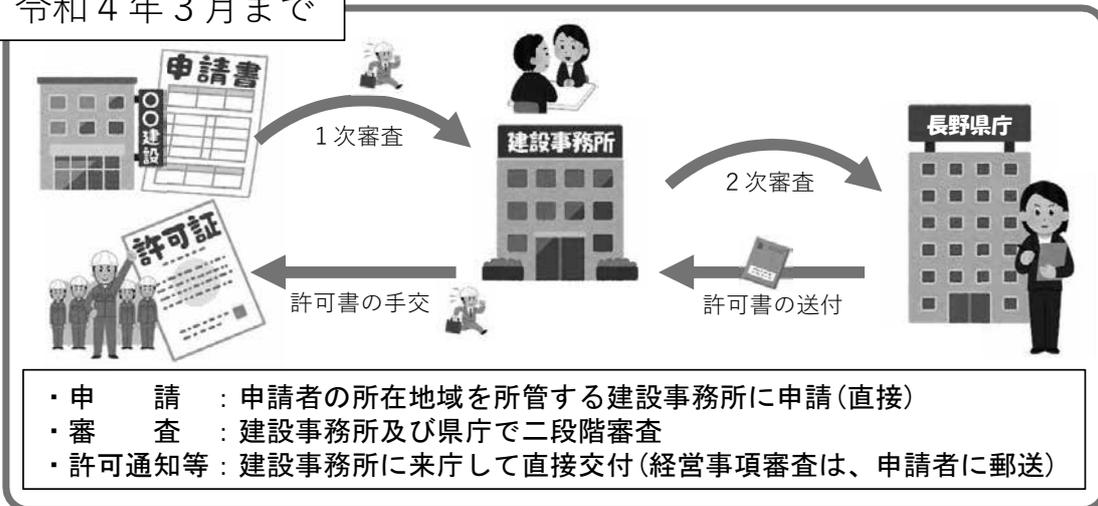
現在、建設事務所に申請いただいている建設業許可等については、令和4年4月より県庁（建設政策課）への郵送申請（※）になります。

※ 当面、建設事務所への持参提出も可能です。この場合、建設事務所から県庁へ書類が転送されます。

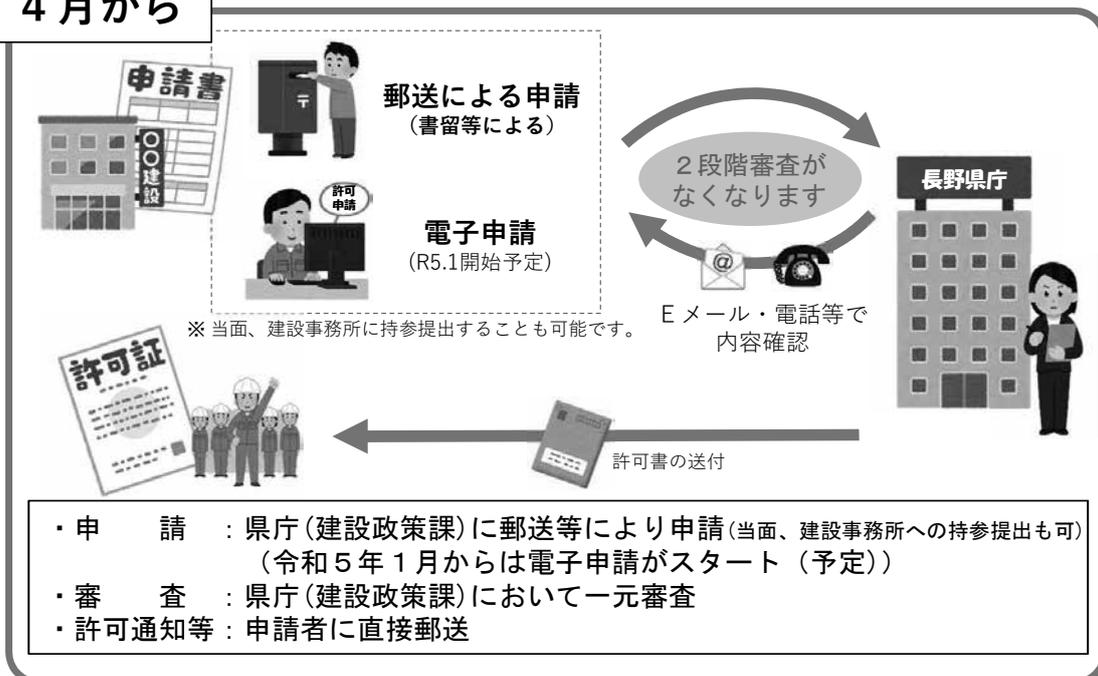
<対象となる申請等>

- ・ 建設業の許可・認可 ・ 経営事項審査 ・ 解体工事業の登録 ・ 浄化槽工事業の登録等
- ・ 住宅瑕疵担保履行法に基づく報告（建設業に係るもの）

令和4年3月まで



4月から



4月から提出書類を簡素化します

令和4年4月1日受付分より、以下のとおり、提出書類の一部が不要となります。
(詳細は、下記長野県HPを参照してください。)

○ 建設業許可

■ 不要となる提出書類

- ・ 経営管理者・専任技術者の常勤性確認のための住民票
- ・ 営業所確認のための登記簿謄本、賃貸借契約書、案内図等
- ・ 建設業法施行令第3条使用人の権限等確認のための健康保険証、委任状等
- ・ 経営管理者の経験年数確認のための建設業許可通知書

○ 経営事項審査

■ 不要となる提出書類

- ・ 全従業員健康保険加入確認のための賃金台帳・保険料支払い簿等

■ 一部不要となる提出書類

- ・ 工事経歴書に記載の工事に係る契約書・請求書等

4月から相談体制が変わります

審査を県庁に一元化することに伴い、申請者との相談も県庁職員が行います。



○ 電子メール・電話等による相談

電子メール (kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp) や電話 (026-235-7293) による相談は、県庁 (建設政策課) 職員が対応します。[土日祝日を除く 8:30~17:00]



○ 建設事務所からオンラインによる相談

建設事務所にお越しただければ、県庁(建設政策課)職員がオンラインで相談に対応します。

※ 安曇野、須坂、千曲建設事務所を除く。

月に2回程度、現地相談窓口を開設します。



○ 現地相談窓口の開設

行政書士等の専門家が建設業許可の申請方法などのアドバイスを行う相談窓口を県内各地に開設します。

※ 北信・中信・南信・東信それぞれ毎月2回程度の開催を予定しています。

詳しい日程や開催場所等につきましては、今後下記の県HPにおいてご案内します。

(建設事務所では、上記オンライン相談の案内は行いますが、相談業務には対応できません。)

○詳細については、長野県HPを参照してください。

長野県公式HP ⇒ 社会基盤 ⇒ 建設・建築・開発 ⇒ 建設業 ⇒ 建設業の許可について
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4syuyakuka.html>

【連絡先】 〒380-8570 (県庁専用郵便番号につき住所記載不要)

長野県 建設部 建設政策課 建設業係

TEL : 026-235-7293, E-Mail : kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp



長野県 建設業許可  で検索

建設業許可等の申請が変わります。

令和4年4月1日より、建設業許可等（許可申請・変更届・経営事項審査・解体工事業登録・浄化槽登録など…）の審査・相談等の窓口はすべて県庁に一元化されます。

具体的に何が変わる
んだろう…？



①許可申請書類等の提出

すべて郵送による申請が可能になります。書類の提出は県庁の「**長野県建設部建設政策課建設業係**」まで、書留で郵送してください。

※当面、建設事務所に書類を持参し、提出することも可能ですが、建設事務所の担当職員が書類の審査・相談等は行うことはありませんので注意が必要です。

また、申請書類の提出部数は正本1部、副本1部（閲覧対象書類のみ）に変更になります。申請者控が必要な場合は、控え1部と返信用封筒を送付してください。

②提出書類の簡素化

今まで必要としていた以下の書類が原則不要になります。

<許可>

【経営業務の管理責任者等・専任技術者・令3条の使用人の常勤性確認のための書類】

■ 住民票

【営業所確認のための書類】

■ 登記簿謄本、賃貸借契約書、案内図等

【令3条の使用人の権限等確認のための書類】

■ 健康保険証、委任状等

【経営業務の管理責任者等の経験年数確認のための書類】

■ 建設業許可通知書等

※申請内容に疑義がある場合、確認のため書類を求める場合があります。

<経営事項審査>

○不要になる書類

【その他の審査項目のうち健康保険等加入確認のための書類】

- 賃金台帳・保険料支払簿等

○削減される書類

【工事経歴書の記載工事事実確認のための書類】

- 契約書・請求書等

⇒建設工事の種類のそれぞれで、**元請け・公共・下請けの請負金額上位3件**の契約書・請求書等の工事事実が確認できる書類を提出
(今までは全ての工事事実を確認)

※申請内容に疑義がある場合、確認のため書類を求める場合があります。

③提出書類の取扱い変更

今まで原本等を見せるだけの「**提示書類**」だった書類について、すべて**写しの「提出」**をお願いします。

(例：常勤性確認用の**健康保険証**、技術者の**資格者証**など)

また、提出書類の添付忘れ防止のため、許可申請及び経営事項審査申請の際は、必ず

「建設業許可申請書類チェックシート」を申請書類に添付してください。

(申請に必要な書類や要件を、事前にチェックできます)

④相談窓口

今まで営業所の管轄地域の建設事務所総務課で建設業に係る相談等を行っていましたが、今後は以下により、相談に対応します。

(1) 電話・メール等による相談

「県庁建設部建設政策課建設業係」にて、お電話又はメールで随時相談を受け付けます。(土日祝日を除く8:30~17:00)



(2) 各建設事務所⇄本庁でのオンラインによる相談

お近くの建設事務所にお越しいただき、その場で本庁の担当職員とオンライン相談ができます。テレビ通話をするようなイメージで、実際にお持ちいただいた書類等を見ながら相談が可能です。

(安曇野、須坂、千曲建設事務所を除く)



(3) 現地相談会による相談

県内4地区(北信・中信・南信・東信)で月2回程度行政書士等の専門家による相談会を開催します。

(詳しい日程等については、今後長野県HPにおいてご案内します)



○申請方法等の変更に関するお問い合わせ先

【長野県庁建設部建設政策課建設業係】

TEL : 026-235-7293

Mail : kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

日行連発第 1845 号
令和 4 年 3 月 16 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 水野 晴夫

在留申請オンラインシステムについて（周知）

出入国在留管理庁の在留申請オンラインシステムについて、令和 4 年 3 月 16 日より、更なる窓口混雑の緩和及び申請人の利便性向上の観点から、マイナンバーカードと公的個人認証機能を活用して、外国人本人等によるオンライン申請を可能とし、「日本人の配偶者等」など入管法別表第 2 の在留資格をオンライン申請の対象に追加されることとなりました。

詳細は、出入国在留管理庁ホームページ及び別紙をご覧ください。

つきましては、下記のとおり、ご案内しますので、貴会会員へ周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

< 出入国在留管理庁ホームページ >

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html>

以上

別紙：令和 4 年 3 月以降のオンラインによる在留手続について

令和4年3月以降のオンラインによる在留手続について



在留申請オンラインシステムの利用者や対象となる在留資格を拡大したほか、利用申出の見直しを行いました！

マイナンバーカードと公的個人認証サービスを活用し、外国人本人の方がオンライン申請を行うことができるようになりました！



令和4年1月
出入国在留管理庁

オンラインによる在留手続に係る利用者や対象となる在留資格の拡大



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

現状・解決策

在留申請オンラインシステムの利用者は、外国人を適正に雇用している所属機関の職員等に限定されており、これに伴い、所属機関のない外国人などは、オンライン申請を利用することができない。

→ 更なる窓口混雑の緩和及び申請人の利便性向上の観点から、**マイナンバーカードと公的個人認証機能を活用して、外国人本人等によるオンライン申請を可能とし、「日本人の配偶者等」など入管法別表第2の在留資格をオンライン申請の対象に追加する。**

利用できる者

- ① 申請人から依頼を受けた所属機関の職員
- ② 弁護士・行政書士
- ③ 公益法人の職員及び登録支援機関の職員

【令和4年3月から以下を追加】

- ① **外国人本人**
- ② **法定代理人**
- ③ **親族（配偶者、子、父又は母）**

対象の手続

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- ⑤ 就労資格証明書交付申請
- ⑥ ②～④と同時に再入国許可申請及び資格外活動許可申請

対象の在留資格

入管法別表第1の在留資格（外交、短期滞在を除く）

【令和4年3月から以下を追加】

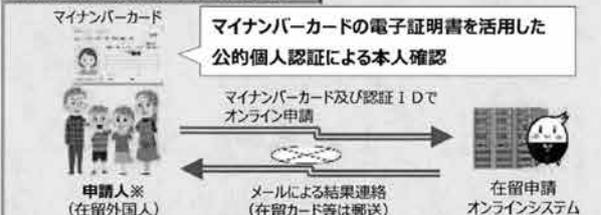
「日本人の配偶者等」など入管法別表第2の在留資格

手続の流れ（所属機関の職員の場合）



※ 事前に郵送や出頭で地方入管に利用申出を行い認証IDを取得する必要があります。

手続の流れ（外国人本人の場合）



※ 事前にオンライン上で利用者情報登録を行い認証IDを取得する必要があります。

利用者ごとの申請可能な手続

○：申請できます △：条件に該当している場合に申請できます ×：申請できません

	在留資格認定 証明書交付申請	在留資格変更 許可申請	在留期間更新 許可申請	在留資格取得 許可申請	就労資格証明書 交付申請	資格外活動 許可申請	再入国許可 申請
外国人本人	○ ※1	○	○	○ ※1	○	○	○
法定代理人 (親権者、未成年後見人、 成年後見人)	○	○	○	○	○	○	○
親族 配偶者・子・父又は母	△ ※2	△ ※3	△ ※3	△ ※3	×	×	△ ※3
弁護士・行政書士	○	○	○	○	○	○	○

(※1) 申請を希望される方は、事前に地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。

(※2) 以下の在留資格を希望する方の配偶者・子・父又は母が本邦に居住している場合に限り申請できます。

在留資格	活動内容
留学	大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、高等学校、中学校、小学校、日本語教育機関等の学生・生徒
家族滞在	在留外国人の扶養を受ける配偶者、子
特定活動	告示7号(アマチュアスポーツ選手の家族) 告示18号、19号、23号、24号、30号、31号(EPA看護師・介護福祉士の家族) 告示33号、34号(高度専門職の家族) 告示38号、39号(特定研究活動の家族) 告示47号(本邦大学卒業者の家族)
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、特別費子、日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、永住者・特別永住者の子として本邦で出生し引き続き在留している者
定住者	第三国定住難民、日系3世、日系4世、中国残留邦人等

△になっている手続については、左の注意書きを見て、申請できるか確認してください。



オンラインによる在留手続に関する
マスコットキャラクター
「らすっぴ」

(※3) 手続の対象となる方が、16歳未満の場合又は疾病その他の事由により自ら申請できない場合に限り、申請できます。

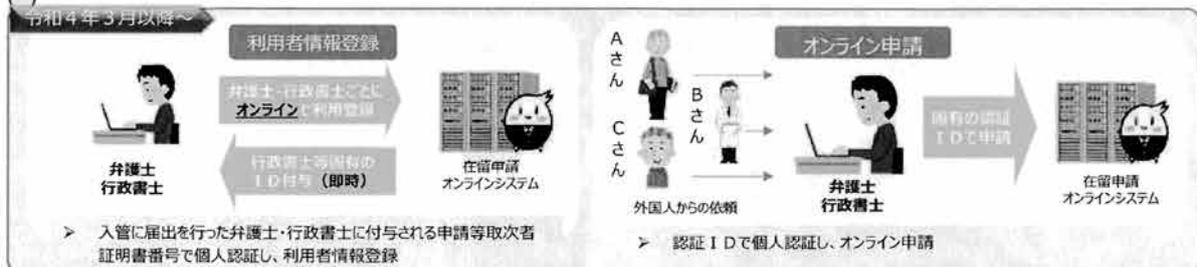
弁護士・行政書士の新たなオンラインによる在留手続の流れ



問題点・解決策

- 外国人の所属機関ごとに利用申出や定期報告を行う必要があり、負担が大きい。
- 利用申出から承認を受けるまで約1週間程度の審査時間を要し、オンライン申請を行うまで時間を要する。
- 所属機関ごとに複数の認証I DとPWを管理する必要があり、不便。

→ 弁護士・行政書士固有の認証I Dを付与することにより問題を解決



■ 確認方法

- 申請等取次者証明書番号は、届出済証明書の右上に記載されている12桁の数字です。
- 12桁の数字が記載されていない場合は、下のコード表を参考に12桁の数字を入力してください。

届出済証明書
(東) 弁10第50号
132010700050

氏名 _____ 年 月 日 生

所属企業名 _____
上記の者は、入管法施行規則の規定に基づき届出を行った
弁護士・行政書士であることを証明する。
年 月 日 (年 月末日まで有効)

出入国在留管理局長 _____ 印

■ 変換例

➢ 届出済証の番号 : (東) 弁 10 第 50 号
発行局 + 区分 + 発行年 + 通し番号

(西暦下2桁) (5桁)

➢ 入力する番号 : 132010700050

■ コード表

記号	発行局	コード	記号	発行局	コード	記号	発行局	コード
札	札幌局	11	仙	仙台局	12	東	東京局	13
横	横浜支局	15	名	名古屋局	16	阪	大阪局	17
神	神戸支局	18	高	高松局	19	広	広島局	20
福	福岡局	22	那	那覇支局	24			

記号	区分	コード	記号	区分	コード
行	行政書士	2	弁	弁護士	7



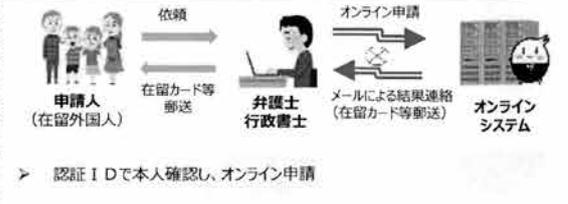
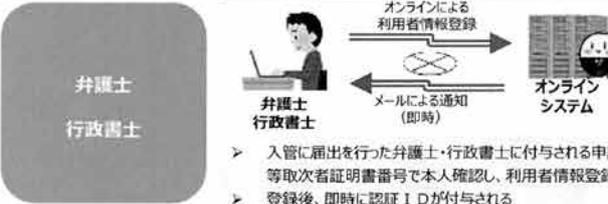
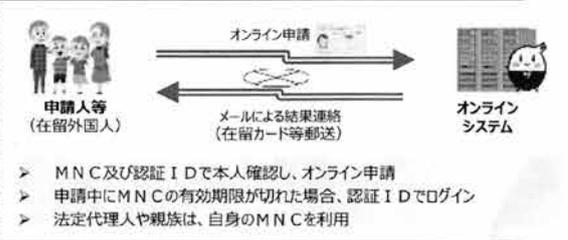
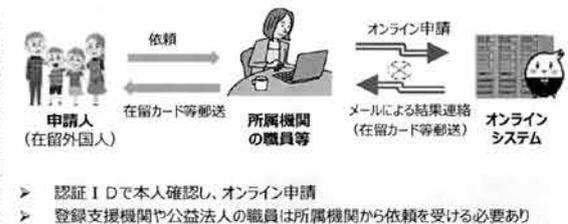
悪用されるかもしれないので、
お持ちの届出済証明書の画像を
インターネットに載せないよう
にしてください。

オンラインによる在留手続に関するマスコットキャラクター
オンラインコの「らすび」

利用者ごとのオンラインによる在留手続の流れ

■ 事前の利用手続

■ オンライン申請



外国人本人、法定代理人、親族

- ①マイナンバーカード (注1) 
- ②在留カード (外国籍の場合) 
- ③パソコン (スマートフォンは対応していません。) 
- ④ICカードリーダーライター (注2) 
- ⑤JPKIクライアントソフト (注3)

弁護士・行政書士

- ①届出済証明書 (注4)
- ②パソコン (スマートフォンは対応していません。) 



まずは利用者登録が必要です。
あらかじめご準備をお願いします。

オンラインによる在留手続に関するマスコットキャラクター「らすっぴ」

- (注1) 在留申請オンラインシステムではマイナンバー（個人番号）は収集・利用しません。
利用者登録やシステムにログインする際にマイナンバーカードの署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が必要です。なお、マイナンバーカードに登録されている基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の一部を利用者情報登録時の入力事項に反映させることが可能です。
電子証明書については、マイナンバーカード総合サイトをご確認いただくか、最寄りの市区町村の窓口等にお問い合わせください。
※ マイナンバーカード総合サイト → <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>
- (注2) マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライターが必要です。
詳細については、公的個人認証サービス(JPKI)ポータルサイトの「マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライター一覧」をご確認ください。
※ 公的個人認証サービス(JPKI)ポータルサイト → https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html
- (注3) 公的個人認証サービス(JPKI)ポータルサイトからダウンロードしてください（無料）。
※ 公的個人認証サービス(JPKI)ポータルサイト → <https://www.jpki.go.jp/download/>
- (注4) 届出済証明書を取得するためには、所属する単位会を通じて、地方出入国在留管理官署に対して届出を行う必要があります。
必要書類や手続等の詳細については、所属する単位会にお問い合わせください。

オンライン申請の利用申出の提出書類等の見直しについて

■ 概要

- 令和4年3月より外国人本人によるオンライン申請を認めることに伴い、所属機関の職員の方についても、更なる利便性向上を図るため、利用申出の提出書類の削減、利用できる所属機関の対象範囲の拡大、利用申出の承認要件の見直しを行います。

■ 利用申出の提出書類の削減

- これまで提出いただいていた資料のうち、
 - 「所属している外国人リスト」
 - 「実習実施者に所属している外国人リスト」
 は不要となります。

■ 利用できる所属機関の対象範囲の拡大

- **カテゴリ4の機関（※）に所属している外国人の方もオンライン申請の対象となります。**
- ※ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出できない新規企業のことなどをいいます。

■ 利用申出の承認要件の見直し

- **利用申出の承認要件を見直すことにより（※）、これまで以上にオンライン申請を利用しやすくなります。**
- ※ 詳細は、次のページをご覧ください。

所属機関の職員の方も、
オンライン申請が活用
しやすくなります！



オンラインによる在留手続に関するマスコットキャラクター「らすっぴ」

■ 利用申出の承認要件の見直しの概要

BEFORE



< 所属機関（公益法人又は登録支援機関）の要件 >

- 1 オンライン申請の対象となる外国人の所属機関であること（所属機関のみ）
- 2 過去3年間の内に複数回の在留申請を行っていること（所属機関のみ）
- 3 機関又は役員が出入国又は労働関係法令で罰金以上の刑に処せられたことがある場合、執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していること
- 4 役員の方が禁錮以上の刑に処せられたことがある場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していること
- 5 過去3年間、外国人を適法に雇用又は受け入れていること（所属機関のみ）
- 6 過去3年間、在留資格を取り消された外国人の取消に関与していないこと（所属機関のみ）
- 7 外国人の受入れの開始、終了等の届出を行っていること。外国人雇用状況届出を行わなければならない事業主においては、同届出を行っていること（所属機関のみ）
- 8 誓約書の提出があること
- 9 カテゴリー3の機関においては、経営状況、財務状況等の観点から、安定的・継続的に事業が運営されていることが提出資料から認められること（所属機関のみ）

< 利用申出人の要件 >

- 過去に承認の抹消歴（離職した場合など、本人からの申出によるものは除きます。）がある場合には、抹消の日から1年が経過していること

※ 要件を見直した箇所には下線を引いています。

AFTER



< 所属機関（公益法人又は登録支援機関）の承認要件 >

- 1 申請等取次者の承認要件を満たしていること
- 2 外国人の受入れの開始、終了等の届出を行っていること。外国人雇用状況届出を行わなければならない事業主においては、同届出を行っていること（所属機関のみ）
- 3 誓約書の提出があること
- 4 カテゴリー3の機関においては、経営状況、財務状況等の観点から、安定的・継続的に事業が運営されていることが認められること（所属機関のみ）
- 5 カテゴリー4の機関においては、経営状況、財務状況等の観点から、安定的・継続的に事業が運営されることが見込まれること（所属機関のみ）

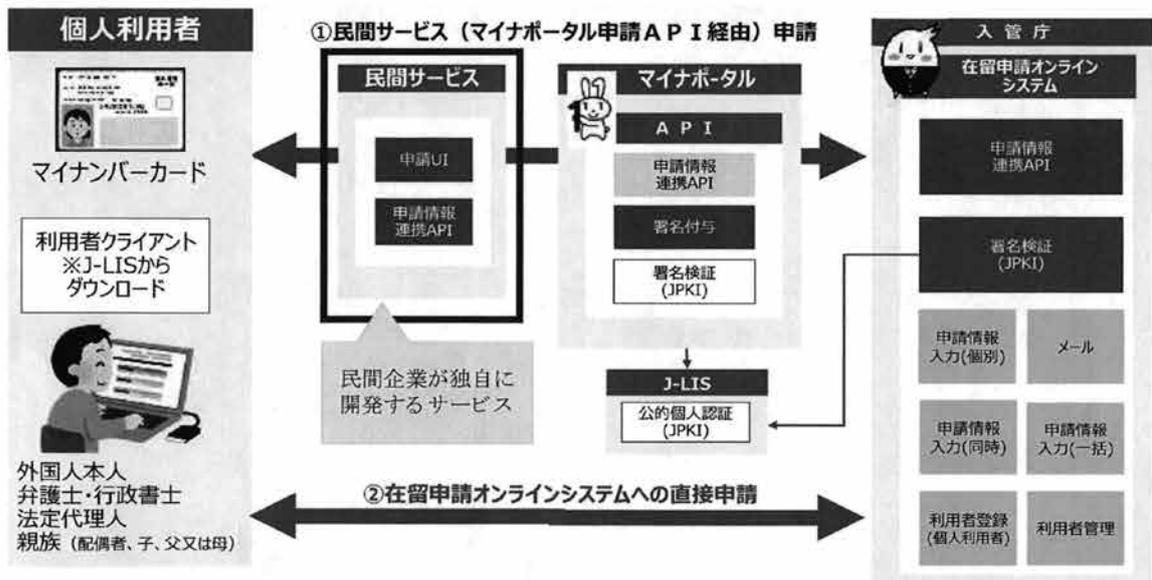
< 利用申出人の承認要件 >

- 利用申出人が申請等取次者証明書を有していること又は申請等取次者の承認要件を満たしていること

民間サービス(マイナポータル申請API)経由のオンライン申請について

■ 確認方法

令和4年3月末から、マイナンバーカードを所持する個人利用者の方が民間企業等が開発するサービス経由（民間サービス）でオンライン申請を行うことができるように在留申請オンラインシステムとマイナポータル申請APIの連携を開始します。これにより、個人利用者の方は、①民間サービス（マイナポータル申請API経由）申請と②在留申請オンラインシステムへの直接申請の2種類の方法を選択して申請することが可能となります。



お 知 ら せ

コスモスしなの市民公開講座

「みんなで考える成年後見 ～ 将来の安心のために～」開催のお知らせ

(一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部(コスモスしなの)は、2022年4月24日(日)に、長野県行政書士会、同南信支部、飯田市社会福祉協議会の後援により市民講座「みんなで考える成年後見～将来の安心のために～」を飯田市勤労者福祉センターで開催いたします。

この講座は、広く一般市民の皆様「成年後見制度」について知っていただき、現在抱えている問題の解決や将来の安心のために、成年後見制度の活用を考えていただくとするものです。

第1部「市民講座」では、コスモス成年後見サポートセンター長野県支部会員の宮澤優一先生から成年後見の具体的な活用方法について講義していただきます。また、第2部では無料相談会を実施し、ご参加いただいた方から、直接、相談をしていただきます。



【コスモスしなの市民公開講座】

テーマ：みんなで考える成年後見～将来の安心のために～

開催日：2022年4月24日(日)

場 所：飯田市勤労者福祉センター 第3・第4研修室
(飯田市東栄町3108-1)

時 間：第1部 市民公開講座 13:30～15:00
第2部 相談会 15:00～16:30

講 師：宮澤 優一

(コスモス成年後見サポートセンター長野県支部会員)

主 催：コスモス成年後見サポートセンター長野県支部

後 援：長野県行政書士会・同南信支部・飯田市社会福祉協議会

YoutubeLive配信リンク：<https://youtu.be/N5EWeBc4rxY>

「コスモスしなの」の現在の会員数は56名(令和4年1月1日現在)となっており、多数の会員が後見人として活動しております。

また、「コスモスしなの」では、県内各地の関係機関(家庭裁判所、各市町村役場、社会福祉協議会、地域包括支援センター等)を定期訪問し、「コスモスしなの」の成年後見制度への取り組みをPRしております。

厚生労働省の報告では、現在、認知症患者は全国で600万人に上り、2025年には700万人を超え、実に65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると推計されております。

このような高齢者社会において、これから増々成年後見制度の役割が重要になってまいります。そのため行政書士が成年後見制度を担うマンパワーとして社会的責任を果たしていかなければならないと考えております。

行政書士の皆様におかれましては、是非、この機会に「コスモスしなの」に入会していただき、一緒に力を合わせて、成年後見制度に取り組んでまいりたいと思います。

併せて、今回、開催される「市民公開講座」に多くの皆様のご来場をお待ち申し上げております。

また、当日はYoutubeLiveでの配信も予定しておりますので、会場より遠方の先生方にもご覧いただけます。ご視聴下さいませようご案内申し上げます。

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会（オンライン）のご案内

コスモス成年後見サポートセンターでは、成年後見支援活動に取り組んでいただける会員を募集しております。ご入会に際しては、所定の研修を受講していただくことが必要となります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止と受講者の皆様の受講のしやすさの観点から、インターネットによるビデオオンデマンド（VOD）形式で実施します。初回のZoomオンラインでのガイダンス以降は、コスモスVOD研修システムを利用して受講される皆様の都合に合わせてオンライン受講をしていただき、最終日のみ、長野県行政書士会館（長野市）で参集による相談業務実習と考査をお受けいただきます。たくさんの皆様の受講をお待ちしております。

（インターネットによるビデオオンデマンド（VOD）の視聴環境のない方は個別にご相談ください。）

1. 入会前研修会日程

研 修 日	会 場	研 修 内 容
Zoomオンライン 令和4年 5月14日(土) 午前9時～9時30分	受講者各自の 事務所、自宅	○受講ガイダンス コスモス成年後見サポートセンターについて コスモスVODシステムについて 質疑応答
コスモスVOD研修システム 令和4年 5月14日(土)～ 6月24日(金)	受講者各自の 事務所、自宅	○入会前研修（所要時間） ①成年後見制度概論（53分） ②法定後見の基礎（50分） ③任意後見の基礎（62分） ④地域での活動と地域からの相談（53分） ⑤法定か任意か、公証人との連携（57分） ⑥申立～選任後にまず行う事（36分） ⑦身上監護（保護）の実務（44分） ⑧財産管理の実務（58分） ⑨相談機関、法令等（48分） ⑩事務報告（25分） ⑪変則的な類型による後見事務（50分） ⑫生活保護のケース（68分） ⑬任意後見の事例（68分） ⑭終了事務と死後事務委任（30分） ⑮成年後見業務と倫理（76分） ⑯認知症に関する理解（169分） ⑰知的障がいに関する基礎知識（90分） ⑱精神障がいの基礎知識～統合失調症について～（64分） ⑲知的障がいを有する方の成年後見（169分） ⑳業務報告の必要性（65分） ㉑成年後見人としての経験談（80分）
参集研修 令和4年 6月25日(土) 午後1時～午後4時	長野県行政書士 会館 長野市南県町 1009-3	○実習 相談を受ける心構え（講義、実習、相談票・相談シート） ○考査

2. コスモス入会基準（抜粋）

- (1) 入会前研修を受講し、効果測定に合格すること。
- (2) 行政書士法第2条の2に定める欠格事由に該当しないこと。
- (3) 県行政書士会から過去5年間訓告相当以上の処分を受けていないこと。
- (4) 県行政書士会から過去2年間品位保持等の理由により勧告もしくは指導を受けていないこと。
- (5) 県行政書士会会費の会費滞納者リストに過去2年間掲載がないこと。
- (6) 成年後見賠償責任保険に入会と同時に加入すること。

3. コスモス入会金・年会費

入会金	10,000円
年会費	24,000円

4. 研修会申込要領

【申込方法】 下記の申込票に必要事項を記入の上、長野県行政書士会事務局までお申し込み下さい。FAX：026-224-1305（問い合わせ先TEL：026-227-8106）

【申込締切】 令和4年4月15日（金）までに申込み下さい。

【研修費】 15,000円 6月25日（土）参集研修会時に申し受けます。

（途中で受講を中断された場合にもご請求させていただきます。）

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会 申込票

ふりがな 氏名		TEL	
		携帯	
事務所住所	〒	FAX	
事務所名		e-mail	
生年月日 （西暦）	19 年 月 日生	行政書士 登録番号	

FAX番号 026-224-1305

※ 申込みは枠内に必要事項をご記入の上、上記の宛先までFAXをお願いします。

【コスモス成年後見サポートセンターとは】

日本行政書士会連合会を母体として平成22年8月に設立された、全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有する者を正会員として組織する一般社団法人です。

ご高齢の方、障がいのある方が、ご自身の意思に基づいて、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう、財産管理、身上保護を行ってサポートします。このことにより、権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されることを目的として設立されました。

コスモス成年後見サポートセンターでは、毎年研修を行い会員の資質の向上に努めています。また、会員の指導・監督を徹底するとともに、万が一に備えて、会員全員が成年後見賠償責任保険に加入しています。各地の家庭裁判所に、所定の研修を終えた会員情報を記載した後見人等候補者名簿を提出しております。

また、コスモスしなの（長野県支部）では、北信、東信、中信、諏訪、南信の各地区で地域の実情に合わせた活動を行っており、既に後見等受任をしている会員とともに情報交換や研修会を行っています。また、成年後見制度利用促進法に基づく各市町村の中核機関設置の活動に実働部隊として参画し、成年後見制度利用促進のための研修会講師としても会員に活動していただいております。

現在、各市町村でも成年後見地域連携ネットワークの中核機関を組織化し、地域の関係者及び支援機関、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士及び成年後見人等並びに家庭裁判所の連携を図る動きがようやく活発になってきましたので、今がチャンスです。我々行政書士は、地域のお年寄りに寄り添い、見守りを通じて行政書士業務として任意後見契約作成支援、遺言書作成支援、家族信託契約書作成支援を受任することができます。この活動は、市町村の成年後見制度利用促進の活動を補完することにもなり、行政書士が得意とする分野です。成年後見支援活動は、高齢化社会を迎えている地域の士業における重要な地域貢献活動です。たくさんの長野県行政書士会会員の皆様にコスモスの目的と活動にご賛同いただき、ともに活動いただけることをお待ちしております。

入会の詳細につきましては、別紙にてご案内いたします。なお、入会には原則として入会前研修の受講等が必要となります。

定款等の情報はコスモス成年後見サポートセンターのホームページをご覧ください。

<http://www.cosmos-sc.or.jp/>



令和 3 年度行政書士試験結果について

令和 3 年度の行政書士試験結果については、下記のとおりです。

	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
長野県	763	576	58	10.07%
全 国	61,869	47,870	5,353	11.18%

伊那支部事務局移転のお知らせ

本年 2 月、長野県行政書士会伊那支部事務局が移転しましたので、お知らせいたします。
電話番号、FAX 番号は変更ありません。

移転先 〒399-4431
伊那市西春近5140- 3
TEL 0265-73-2208
FAX 0265-73-2742

令和 4 年度 定時総会・定期大会のご案内

長野県行政書士会・長野県行政書士政治連盟では、令和 3 年度の事業報告、決算報告及び令和 4 年度の事業計画案、予算案などについて審議するため、下記のとおり定時総会・定期大会を開催しますので、各支部の代議員の方の出席をお願いします。

記

日 時 令和 4 年 5 月 20 日(金) 午前 11 時～ (予定)

場 所 ホテル国際21
長野市県町576 (TEL : 026-234-1111)

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要である場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員の皆様におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則等」の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法につきましては、本会事務局へお問い合わせください。

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備考
行政書士徽章(ネジ)	2,700円	送料実費
行政書士徽章(タイタック)	2,700円	〃
事件簿用紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸籍謄本等職務上請求書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自然公園法の手引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

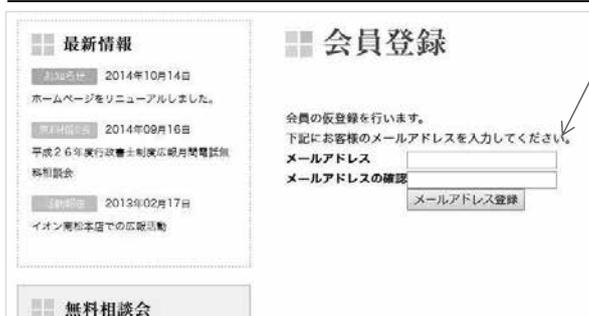


IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ



受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

3. パスワード再登録メール



パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ



新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□丁種出張封印研修会

- 1 と き 令和4年1月15日(土)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部長、丁種出張封印名簿登載者41名(午前の部25名・午後の部16名)
- 4 内 容 前渡し方式の概要、報告書類等の確認、注意事項等
- 5 講 師 運輸交通部員

□法務部会

- 1 と き 令和4年1月18日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原副会長、岡田部長、木村副部長、木内、高野各部長
- 4 会議事項
 - (1) 相続セミナー&無料相談会(3月18日)のチラシ案の検討
 - (2) 相続セミナー&無料相談会の周知方法の検討
 - (3) その他

□農林建設部研修会

- 1 と き 令和4年1月19日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽副会長、奈良木部長、上島副部長、柳澤、藤森各部長、会員32名
- 4 研修内容
 - (1) 建設業許可・経営事項審査制度の申請方法及び申請方法
 - (2) 建設業許可・経営事項審査等に係る業務の集約化(案)及び集約化後の手続の変更点について
 - (3) 質疑応答
- 5 講 師 長野県建設部建設政策課 課長補佐兼建設業係長 野本和弘様

□正副会長会

- 1 と き 令和4年1月24日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽(康)、松島、赤羽(公)、荻原各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 令和4年度重点事業及び予算について
 - (2) その他

□日行連国際・企業経営業務部国際部門と日行連関地協国際業務連絡会との意見交換会

- 1 と き 令和4年1月28日(金)
- 2 と ころ 東京都、日行連
- 3 出 席 者 春日部長(Web出席)
- 4 議 題
 - (1) 各単位会からの意見・要望について
 - (2) その他

□デジタル推進特別委員会

- 1 と き 令和4年2月2日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 松島副会長、土屋委員長、甲田副委員長、大澤、小池各委員
- 4 会議事項
 - (1) オンライン研修システムの構築について
 - (2) 機材選定について
 - (3) 令和4年度事業計画案及び予算案
 - (4) その他

□農林建設部会

- 1 と き 令和4年2月2日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 奈良木部長、上島副部長、柳澤、藤森各部長
- 4 会議事項
 - (1) 窓口業務・経審委託に関する規約、概要等の決定

- (2) 窓口業務・経審委託の相談員募集について
- (3) その他

外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務1月分報告書提出

- 1 と き 令和4年2月9日(水)
- 2 ところ 長野市、県労働雇用課
- 3 出席者 赤羽センター長、春日副センター長

綱紀委員会

- 1 と き 令和4年2月10日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本委員長、小林副委員長、木内職務代理人、長田委員
- 4 会議事項
 - (1) 綱紀案件の報告
 - (2) 綱紀案件の聴聞について
 - (3) その他

日行連特定行政書士全国担当者会議 (zoom)

- 1 と き 令和4年2月10日(木)
- 2 出席者 岡田法務部長

日行連認証取得済単体会課題検討協議会 (zoom)

- 1 と き 令和4年2月14日(月)
- 2 出席者 和田ADRセンター長
- 3 内容
 - (1) ADR代理権・ODRについて
 - (2) センターの活性化に関する工夫と課題について
 - (3) その他

研修部会

- 1 と き 令和4年2月14日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、渡邊部長、西澤副部長、鈴木部員
- 4 会議事項

- (1) 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (2) 新規登録者必須研修会について
- (3) その他

広報部会

- 1 と き 令和4年2月16日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、小西部長、五味副部長、高木、吉田各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報155号(3月号)の発行について
 - (2) 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (3) その他

伊那支部長訪問

- 1 と き 令和4年2月16日(水)
- 2 ところ 伊那市、伊那支部事務局
- 3 出席者 奈良木部長、上島副部長、赤羽伊那支部長
- 4 内容 建設業許可・経営事項審査に関する相談窓口業務の説明

業務対策部会

- 1 と き 令和4年2月17日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田部長、山本、佐藤各部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (2) その他

日行連全国建設業担当者会議 (zoom)

- 1 と き 令和4年2月18日(金)
- 2 出席者 上島副部長
- 3 内容
 - (1) CCUS代行申請の説明・質疑応答
 - (2) CCUS認定アドバイザーの経験談、意見交換
 - (3) 建設業許可・経営事項審査の電子化に関する

る説明

(4) 事前アンケート結果に基づく意見交換

4 講 師

- (1) (一財) 建設業振興基金
- (2) CCUS 認定アドバイザー行政書士
- (3) 日行連

ADR センター会議

- 1 と き 令和4年2月21日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原副会長、和田センター長、岡田運営委員
- 4 会議事項
 - (1) 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (2) その他

日行連関地協・東京会共催入管業務研修会 (zoom)

- 1 と き 令和4年2月25日(金)
- 2 出 席 者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員、会員6名
- 3 研修内容
 - (1) 就労系在留資格の審査運用について
 - (2) 身分系在留資格の審査運用について
- 4 講 師
 - (1) 東京出入国在留管理局 就労審査第一、第三部門 各担当官
 - (2) 東京出入国在留管理局 永住審査部門 担当官

飯田支部長訪問

- 1 と き 令和4年2月25日(金)
- 2 と ころ 飯田市、支部長事務所
- 3 出 席 者 奈良木部長、清水飯田支部長
- 4 内 容 建設業許可・経営事項審査の相談窓口業務の説明

日行連全国企業支援業務担当者会議 (zoom)

- 1 と き 令和4年3月1日(火)
- 2 出 席 者 岡田法務部長

関係団体向け記録等事務代行制度説明会

- 1 と き 令和4年3月1日(火)
- 2 場 所 長野市、長野運輸支局
- 2 出 席 者 中塚副部長、宮本部員

災害派遣登録員への説明会 (zoom)

- 1 と き 令和4年3月2日(水)
- 2 出 席 者 荻原副会長、岡田部長、木村副部長、木内、高野各部員、災害派遣登録員15名
- 3 研修内容
 - (1) 大規模災害対応規程制定の経緯
 - (2) 大規模災害対応規程、フローの説明(災害派遣登録員の役割)
 - (3) 令和元年台風19号災害時の行政書士会の対応
 - (4) 長野県災害支援活動士業連絡会について
 - (5) 災害時、行政書士に求められるもの
 - (6) 質疑応答
- 4 講 師 柳澤 誠 先生(上田支部会員)

日行連成年後見に関する全国担当者会議 (zoom)

- 1 と き 令和4年3月3日(木)
- 2 出 席 者 柳澤コスモスしなの支部長
- 3 内 容
 - (1) 厚生労働省成年後見制度利用促進室長基調講演
第二期成年後見制度利用促進基本計画(案)について
 - (2) 単位会が成年後見制度利用支援に積極的に取り組む必要性について
 - ① 超高齢社会と社会からの要請/川口隆志部員
 - ② 職能団体として/菊池淳史部員
 - ③ 単位会と行政書士が成年後見に取り組む専門職団体との連携・協力/山崎節子部員
 - ④ 利用者保護の視点(不正防止等)/岡清

二部員

⑤事前アンケートに基づく意見交換

□神奈川会国際部主催研修会 (zoom)

- 1 と き 令和4年3月3日(木)
- 2 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員
- 3 演 題 フィリピン事例～就労系も身分系も他国の事案より配慮が必要～
- 4 内 容 (1) 就労系事案、(2) 身分系事案
- 5 講 師 東京都行政書士会国際部次長
高橋美香先生

□法務部会

- 1 と き 令和4年3月4日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、岡田部長、木村副部長、木内、高野各部員
- 4 会議事項
(1) 令和4年度事業計画及び予算案について
(2) 相続セミナー&無料相談会(3月18日)について
(3) 相続セミナー&無料相談会のチラシ配布
(4) その他

□新潟会主催建設特定技能セミナー (zoom)

- 1 と き 令和4年3月4日(金)
- 2 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員
- 3 内 容
(1) 建設分野の外国人採用
(2) 建設キャリアアップシステム
- 5 講 師
(1) (一社)建設技能人材機構
事業部プロジェクト・リーダー
有塚 亨 様、稲場 靖恵 様
(2) 新潟県行政書士会 業務部副部長
岩佐 直樹 様

□日行連全国国際業務担当者会議 (zoom)

- 1 と き 令和4年3月10日(木)
- 2 出席者 春日国際部長

□正副会長会

- 1 と き 令和4年3月11日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、荻原、赤羽(公)各副会長
- 4 会議事項
(1) 理事会の議題について
(2) その他

□理事会

- 1 と き 令和4年3月11日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、荻原、赤羽(公)各副会長、渡邊、土屋、上島、木村、春日、久保田、岡田、小野、奈良木、三浦、鈴木、小西、廣瀬各理事、坂本綱紀委員長
- 4 会議事項
(1) 令和3年度決算見込みについて
(2) 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について
(3) 長野県行政書士会経理規程の一部改正(案)について
(4) 建設業許可等申請書作成に係る相談窓口業務、経営事項審査等業務の受託について
(5) 綱紀案件について
(6) 令和5年度定時総会の日程等について
(7) その他

□日行連農地法・都市計画法関係 業務担当者会議 (zoom)

- 1 と き 令和4年3月11日(金)
- 2 出席者 柳澤農林建設部員

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
長野支部	4. 2. 1	広瀬 優	長野市	佐久支部	4. 2. 1	塩根 寿美	南佐久郡南牧村
佐久支部	4. 2. 1	林 哲也	小諸市	飯田支部	4. 3. 1	江塚 善彦	飯田市
松本支部	4. 3. 1	太田 祐司	塩尻市	飯田支部	4. 3. 15	内ヶ島友章	飯田市
長野支部	4. 3. 15	松澤 寛之	長野市	伊那支部	4. 3. 15	羽生 真悟	上伊那郡飯島町

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
上田支部	平林 寿雄	4. 1. 5	松本支部	茂住 宏幸	4. 2. 28			

—単位会変更—

東京都行政書士会より移転 (R4. 2. 1) 伊那支部 伊藤 嘉健 (伊那市)

編 集 後 記

令和となって3度目の春、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

本稿を書いている今は2月下旬、まだまだ寒い日が続く中、「日が長くなったなあ」と感じたり、木の芽が昨日より膨らんでいるのを見つけたり、春は少しずつ近づいているようです。会報春号の表紙には高島公園の桜を選びました。小さなお城を囲む小さな公園ですが、散歩がてらのお花見にはちょうどいい広さ。ほんの数年前までの『お花見』の風景が遠い記憶になっていくことに寂しさを感じつつも、『歩くお花見』も悪くないと思うのです。今年も桜の季節が楽しみです。

春、新年度、新しいことに挑戦しようという方にとっても、引き続き着実にという方にとっても、良いスタートの季節となりますように。

(広報部 五味直美)

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp

発行者 会 長 山本 準一

編集者 広報部長 小西 勝

印刷 三和印刷(株)



このポスターは、**宝くじ**の社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士は 頼れる街の法律家



伊藤聡子

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
長野県行政書士会

後援：総務省
長野県



日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？

外国人



外国人の職場や学校での問題について、法律や在留に詳しい行政書士に間に入って解決の手伝いをして欲しい。

職場の待遇についてのトラブル（従業員の方・事業所の方）、学校内のいざござについてのトラブル（生徒の方・学校の方） など

敷金



賃貸アパートから退去するとき、大家さんが敷金を返してくれない。大家さんの説明に納得がいかないで話し合いをしたい。

敷金返還・原状回復に関するトラブル、賃貸借契約の終了に伴う精算に関するトラブル、原状回復費用に関するトラブル など

ペット



リードを付けていない近所の犬に突然噛みつかれた。治療費や慰謝料についてもめている。第三者に間に入ってもらい話し合いをしたい。

咬みつき、引っかき事件（被害を受けた、加害側となった）、医療事故、鳴き声のトラブル、のら猫のトラブル、売買のトラブル など

自転車



歩道を歩いていたら自転車とぶつかってしまいケガをした。賠償金の話し合いでトラブルになっている。

自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故、自転車による物損事故 など

ADR（裁判外紛争解決手続）で、

「当事者の話し合いによる解決」のお手伝いをします！

ADRとは Alternative Dispute Resolution（裁判外紛争解決手続）の頭文字です。裁判所による訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする、紛争当事者のために公正な第三者が関与してその解決を図る手続きをいいます。「裁判所はちょっと敷居が高いなあ」「だれか法律に詳しい人が間に入って話し合いのお手伝いをしてくれないかな」といった方のための、行政書士による調停センターです。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

長野市南県町 1009-3 長野県行政書士会館

TEL (026) 224-1300 FAX (026) 224-1305

お問合せ受付 平日 10:00～16:00

具体的なお相談 水曜日 10:00～16:00（要予約）



かいけつサポート

認証紛争解決サービス



長野県行政書士会

法務大臣認証裁判外紛争解決機関第 161 号